令和７年度甲賀市省エネ家電製品買替補助金に関するＱ＆Ａ

作成：令和7年4月1日

NO	質　　問	回　　答
1	申請受付期限までに予算に達する場合のお知らせはあるか。	途中経過も含め、市ホームページに掲示します。
2	予算に達する場合、どのように締め切るのか。	予算に達することが想定される日の前開庁日頃に判断する予定です。 その際は、詳細を市ホームページでお知らせします。
3	令和５年度に同様の補助金の交付を受けたが、今回も申請できるか。	申請可能です。
4	他の補助金と併用できるのか。	他の国・県・市の補助金等とは併用できません。
5	滞納していない市税の種類は。	申請者の市県民税、固定資産税、軽自動車税です。
6	集合住宅での買替えは問題ないか。	申請可能ですが、要綱第９条「財産の管理及び処分」を遵守ください。
7	１世帯１台限りとあるが、世帯分離をしている場合はどうか。	原則、別世帯と判断します。
8	自宅兼事務所の場合はどうか。	同じ建物でも居宅部分に設置の場合が対象となります。 事務所や店舗に使用している部屋は対象外です。
9	リースは対象になるか。	新品のエアコンの買替えが対象です。リースやレンタルは対象外です。
10	買替え前のエアコンの機種に制限はあるのか。	買替え前の機種の性能等は問いません。 エアコンの買替えとして家電リサイクル券が発行される必要がありますので、冷風機や扇風機からの買替えは対象外となります。
11	家電量販店や大手スーパー等での購入は対象になるか。	甲賀市に所在する店舗であれば対象になります。
12	インターネットでの購入は対象になるか。	市外販売店での購入の場合は対象外です。
13	７５歳以上とあるが、いつ時点の年齢か。	購入または設置のいずれか早い日を基準とします。
14	住民税非課税世帯はいつの所得で判断するのか。	購入または設置のいずれか早い日が、令和７年５月３１日以前の場合は、令和６年度（令和５年中所得分）の住民税、 令和７年６月１日以降の場合は、令和７年度（令和６年中所得分）の住民税の課税状況で判断します。
15	住民税非課税世帯だが、最近、甲賀市民になったので、非課税証明書が出せないが。	課税基準日（賦課期日）に居住されていた市区町村にお問い合わせいただき、非課税証明書を取得し、提出をお願いします。
16	提出書類は地域市民センターに持参してもよいのか。	地域市民センターでは受付しておりません。 WEBフォームによる電子申請または市役所環境未来都市推進室まで郵送でお願いします。
17	交付申請から振込みまではどれくらいの期間がかかるのか。 お知らせが届くのか。	不備のない申請の場合で、通常は、申請受付から１５～３０日程度で補助金の額を確定した通知書を書面で発送します。その後、１５～３０日程度で指定口座に補助金を振込みます。 ただし、申請が一時期に集中した場合は遅れる可能性があります。
18	申請書の記入誤りの訂正方法は。	【紙申請】氏名の横に押印し、訂正箇所に二重線を引き同じ印で訂正印を押してください。（修正液や修正テープは使用しないでください。） なお、金額の訂正はできませんので、再作成をお願いします。 【電子申請】軽微なものは電話でお知らせください。フォームで再申請いただいてもかまいませんが、入力後に連絡をお願いします。

令和７年度甲賀市省エネ家電製品買替補助金に関するＱ＆Ａ

作成：令和7年4月1日

NO	質　　問	回　　答
19	添付するエアコンの写真で注意することは。	主な点は、次のとおりです。写真例をご覧ください。 ①設置状況（室内機） エアコンの機種が識別できる、機器全体が写っているプライバシー空間に配慮しながらも部屋の一部が確認できるものが望ましい ②設置機器の型番 型番の文字が識別できる ③設置状況（室外機） 機種が識別できる、機器全体（配管含む）が写っている
20	買替えにかかった費用には、何が含まれるのか。	個別判断による場合もありますが、概ね次のとおりです。 対象 ・室内機の購入費 ・室外機の購入費 ・接続パイプ、カバーの購入費 ・上記の設置にかかる工事費 ・買替え前のエアコンの撤去工事費 ・上記の接続にかかる電気工事費、運搬費 対象外 ・消費税 ・家電リサイクル料 ・別のエアコンにかかる費用 ・同時購入したサーキュレーター等の別の製品
21	ローン、クレジットカードや電子決済での支払いは対象になるか。	対象になりますが、領収書が必要です。
22	商品券を使用した場合は、差し引きするのか。 値引きはどうか。	領収書に記載の額（支払額）をもとに計算します。 クーポン等の利用により本体価格に値引きがあった場合は、値引き後の額を対象とします。
23	領収書を紛失した場合はどうなるか。	書類不備のため受理できません。 販売店等に再発行を依頼するなど申請者で対応をお願いします。
24	どういう場合に、設置確認の現地調査がされるのか。	対象を任意抽出して現地確認を実施する予定です。 その他、写真等だけでは十分に確認ができない場合に実施します。
25	以前にエアコンを取り外していて、後から設置したが、買替えになるか。	基本的には取り外しと同時に取り付けられたものが対象です。 令和７年３月３１日以前に取り外してある場合は対象外となります。
26	実家の分と合わせて２台購入した場合は、どちらも対象になるか。	一世帯につき１台限りです。 また、自ら居住する自宅に対し、自らが買替えをした場合に対象とするものから、取り付けた住宅の居住者・申請者・領収書・保証書・家電リサイクル券等のあて名、口座名義は原則同一になります。
27	家電リサイクル券を紛失した（もらっていない）が、どうすればよいか。	家電リサイクル券（写）は必須の添付書類です。添付のない場合は補助が認められません。 既設エアコンの取り外し時に「排出者控」を受け取られているはずですので、工事店等にお問い合わせください。

担当：甲賀市 環境未来都市推進室（TEL:0748-69-2144）